

甲： 商号（屋号） _____
代表者 （代表取締役・代表社員） _____

乙： アアクス堂上税理士事務所
代表者 所長（税理士） 堂上孝生

第1条 目的

1. 上記甲乙は、甲に関する税務会計等サービス授受の継続契約を締結する。
2. 当事者は、民法の公序良俗・信義則を尊重し、インターネットに掲載した当事務所の約款（税務会計サービス約款（継続役務約款））に則り、契約上のサービスを支援するものとする。

第2条 関係会社等への委託

会計ソフト支援等の付随サービスについて、当事務所はその関係事務所または関係会社に、役務を委託することができるものとする。

第3条 税務会計関係サービスの定義

1. 税務会計サービスとは次のサービスを云う。
 - (1) 税務
 - ① 税務申告（法人・個人の確定申告，修正申告，および更正の請求）
 - ② 税務申請（税務署，地方税庁への申請書（青色申告申請等））
 - ③ 税務届出（税務署，地方税庁への届出書（個人事業開始届等））
 - (2) 経理・会計
 - ① 経理仕訳の修正指導（概ね異常値検査による経理の適正性確保）
 - ② 経理試算表の取り纏め（決算前の各勘定科目残高の取り纏め）
 - ③ 決算検査（日本税理士会連合会版「チェックリスト」の作成）
 - (3) 税務会計コンサルティング
 - ① 会計ソフトの選定，操作支援
 - ② 経理仕訳相談（指導）
 - ③ 銀行融資対応の試算表（決算書）の作成指導

- ④ 法人税等の節税対策・タックスプランニング
- ⑤ 役員報酬の決め方、改定の仕方
- ⑥ 給与システムの運用支援（年末調整・支払調書等の出力指導）
- ⑦ 法定福利費（社会保険料）の節約指導

（4）経営コンサルティング

- ① 経営戦略の相談
- ② 海外進出・海外戦略の相談
- ③ タックスプランニングの相談

2. 会計ソフト（クラウド会計ソフト）の操作支援サービス

当事務所は次のクラウド会計ソフトの操作等の運営支援サービスを行いません。

※使い勝手の理解のため一部、コメント記載をしております。

- ① free クラウド会計ソフト《free社は大手会計ソフトメーカー》
 - ㊦ スキャナー利用，インターネットバンキング等の導入指導
 - ㊧ 経理仕訳の修正（「自動経理」の推進に係る税理士義務の履行）
 - ㊨ 内蔵の給与計算ソフトの運用指導
 - ㊩ 当社の指導による free ソフトの新規導入に係る「値引き」
 - ㊪ 電子帳簿保存
 - 電子帳簿保存法による領収書・請求書等の「電磁保存」の税務署への事前申請（支援）
 - ㊫ クライアントの銀行融資支援
 - 会計情報の大手銀行オンライン接続化による優先的な「融資審査」受付をする融資付随支援
 - ㊬ 個人番号・法人番号（マイナンバー）の法令順守への自動対応支援
- ② MF クラウド会計ソフト《MF社は大手会計ソフトメーカー》
 - 上記①類似のの利用支援
- ③ A-SaaS クラウド会計
 - 《アカウントティングソースジャパン社はクラウド会計ソフト

メーカーの草分け》

- ① クラウド会計ソフト利用権の無料提供(法人・個人事業向け共)
- ② クラウド給与ソフト利用権の無料提供(法人・個人事業向け共)
- ③ A-SaaS システム操作の無料指導

④ 弥生会計ソフト

- ① メリット
 - (a) 国内最大の中小企業ユーザーを抱え、サービス内容がしっかりしています。
 - (b) ソフトの使い勝手が良い
- ② デメリット
 - (a) 当社サーバを「クラウド」と見立ててするクラウド機能サービスで、ソフト搭載 PC でないと経理はできません。
 - (b) 毎年のバージョンアップ料金は、割高です。

第4条 報酬に関する情報開示

1. 報酬金額は <http://fees.tokyo/> に掲載する。
2. 報酬の説明その他の付随情報は、ホームページ <http://kes3.com/> に掲載する。

第5条 報酬金額は、個人事業、法人（会社）ごとに次のとおりとする。

1. 難易度係数

通常は1倍とする。

特に必要な場合は、協議の上、以下の金額に難易度係数を乗じた報酬とする。

難易度（A:5倍、B:3倍、C:2倍、D:1倍　○印を付けた項の倍率を適用）
2. 個人事業（年商5千万円まで）
 - (1) 事業の決算&所得税申告（住民税を含む）年間4万円（税込み）
 - (2) 消費税申告がある場合 年間24,055円（税込み）
 - (3) 消費税還付申告（決算期短縮） 1回当たり24,055円（税込み）
3. 法人（会社）（年商5千万円まで）
 - (1) 会社決算&法人税等申告 年間6万円（税込み）

(2) 消費税申告がある場合 年間 24,055 円（税込み）

(3) 消費税還付申告（決算期短縮） 1 回当たり 24,055 円（税込み）

4. 売上（年商）が 5 千万円を超える場合

(1) 年 1 千万円を超えるごとに、上記 1 項、2 項の金額を 1 万円ずつ（税込み）上げる。

(2) 但し消費税申告料については、5 千円ずつ（税込み）上げる。

5. 修正申告料

(1) 当事務所が担当をした際の（法人・個人）確定申告の修正申告の委託は、必ず、当顧問税理士宛に、委託することとする。

(2) 報酬金額は、通常の決算申告料と同額とし、前金により支払とする。

(3) ただし、軽微な修正に関しては、通常の修正申告料の半額以下にて双方が協議し決定する。

6. 支払方法

(1) 当事務所からの請求書により、その支払方法は次の方法から選ぶ。

① 年間先払いとする（銀行振込）。

② 毎月の自動振替も可とする。

この場合は税理士会（日税サービス）の振替機関を使うが、その実費手数料は、月額 335 円（外税）を報酬に上乗せして請求する。

(2) 返金については、クライアントの入金 3 カ月以内の場合は、サービス開始後であっても、原則として自動的に返金に応じる

(3) 入金 4 か月以降の返金要求についても、クライアントの不満に耳を傾け、「もったも」と思える理由がある場合は、原則的に返金に応じる（詳細は約款の規程による）。

7. 債務履行

クライアントの支払完了、約款並びに本契約書への署名（メール返信方式によることを認める）

8. 甲は乙に対し、遅くとも申告期限 1 ヶ月前までに、全ての経理資料、試算表、補助簿、その他必要な情報を提示しなければならない。
9. 甲が決算申告にかかる必要書類の期限（リードタイム）を守れないときは、乙は甲に対して下記のいずれかを選択するよう指導する。甲の回答が得られない場合は、経理主体が甲である点に鑑み、乙は、甲が イ）の期限後申告を選択したものとみなす。

イ) 期限後申告

甲がその期限を守れない場合において、乙がどうしても、申告期限を守れないときは、乙は甲に予め期限内申告ができない旨をメール等で知らせて、期限後申告にすることができる。

備考：期限後申告については、税額が発生するときは、不納付加算税（税額の 10~20%程度）、過少申告加算税(10~20%)等が課せられる。また悪質な場合は、甲は重加算税(税額の 40%等)も覚悟しなければならない

なお期限後申告が 2 期続くと、青色申告が取り消される。繰越欠損金の繰越しが否認される。またその他、法令規定による不都合が生じることを甲は確認下ものとする。

ロ) 緊急仕訳の処理に要する甲の負担（確認）：

甲の期限後申告が 2 年連続の期限後申告等となる場合など、甲に深刻な影響を与えると見込まれる場合は、乙は間に合う限り、甲に緊急仕訳作業の費用負担を提案するものとする。この場合の費用は、1 回当たり 1 万円～2 万円とする。

第6条 記帳代行サービス

1. 受託条件

- (1) 日常的に利用する銀行口座について、クライアント負担で「インターネットバンキング」を利用すること
- (2) クラウド会計での記帳報告の環境を整えるため、クライアント負担で「freee 会計ソフト」を利用すること。

- ① 自動仕分アプリ搭載の会計ソフト（実費）
個人事業向けソフトは年 10,584 円、法人向けソフトは年 21,384 円
- ② 自動電子帳簿保存ソフト（実費）
個人事業向けソフトは年 2 万円、法人向け 3 万円（予定）

2. 記帳代行料金

(1) 難易度係数

通常は 1 倍とし、必要がある場合は、上記 5 条 1 項の規定を援用する。

※ 必要がある場合とは、会社間にまたがる税務・社会保険の節約戦略が絡む場合などを指す。

(2) 月額基本料金 5,000 円（外税）

(3) 領収書等の仕訳数（通帳・請求書等を含む）

※100 個を超える場合だけ、領収書等 1 枚（個）につき @50 円（外税）

3. 支払方法

(1) 概算先払い（期中精算方式）

(2) 1 年先払い（又は 3 カ月先払い）

第7条 その他の税務申告代理サービス

以下のサービスについては、必要な時期に甲乙の協議により、甲の事前のメールによる了解の基に追加契約をするものとする。

1. 医療費控除の計算サービス

(1) 基本料金 1 万円（外税）

(2) 難易度係数 (A:5 倍, B:3 倍, C:1 倍) 左の○印のある項の倍率を適用)

(3) 医療費控除領収書等（枚数） _____ 枚

(4) 従量料金 (2)×(3)

(5) 料金合計 (1)+(4)= _____ (外税)

2. 譲渡所得計算

(1) 基本料金 10 万円

(2) 難易度 (A:5 倍, B:3 倍, C:1 倍) 左の○印のある項の倍率を適用)

(3) 譲渡金額基準

①譲渡金額 1000万円迄 3万円

②譲渡金額 5000万円迄 5万円

③譲渡金額 1億円迄 10万円

④譲渡金額 1億円超 (相談による 円)

3. 法人成り（個人事業の閉鎖に掛る年央の所得計算）

※上記2項（譲渡所得）等を勘案した料金（ 円）

詳細（別紙あり なし）

4. その他 契約の事前及び事後の相談による（ 円）

第8条 損害賠償

1. 約款の記載による

2. 損害賠償は約款に記載した「税理士損賠賠償保険」の規程による。

※ 当該保険は、日本税理士会連合会（株式会社日税連保険サービス）が取
代理店となっている損害保険による

3. 約款記載のとおり、係争の場合の第1審は東京地方裁判所（東京簡易裁判
所）とする。

第9条 その他

1. 本契約はホームページ <http://報酬.tokyo/> に掲載する「約款」を前提とする。

2. 乙は、善管注意義務、職業的懐疑心を持って債務履行する義務を負う。

3. 乙が40日のリードタイムがありながら、期限内申告を逸したときは、その損
害賠償に任ずる。その損害賠償金額の上限は、その期に関して乙が得た料金
（報酬額）を限度とする。

4. 本契約書の7ページ間の連結押印はページ番号をふり省略する。

5. 必要な新契約は、協議により決める

6. 記載の無いものは、憲法・民法その他の法令による。

7. 当事務所は、反社行為及び故意の不正、不法行為を行わない。

平成____年____月____日

※該当項目を○で囲む

甲：クライアント：

(1) マイナンバー（個人番号・法人番号）

.....

(2) 本店住所

.....

(3) 企業名

.....

(4) 代表者

Ⓜ

.....

乙：当事務所

(1) マイナンバー（0584-5354-3216）

(2) アアクス堂上税理士事務所/アアクスグループ株式会社

アアクス株式会社/堂上行政書士事務所/堂上孝生

(3) 住所 〒135-0061 東京都江東区豊洲 5 丁目 5 番 1-3001 号

(4) 代表者 代表取締役 堂上 孝生

Ⓜ

.....
制定： 2009年4月13日制定

2017年6月15日改定

制定者：アアクス堂上税理士事務所

代表者税理士堂上孝生（どうがみたかお）

〒135-0061 東京都江東区豊洲 5 丁目 5 番 1-3001 号

連絡先：電話 03-5548-6007 Fax:03-5548-6008

e-mail: dogami@taxes.jp